

## 児童手当現況届 子育て世帯臨時特例給付金について

問合せ：福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

### 児童手当現況届の提出について

児童手当を受給している方は、毎年1回、児童の養育状況を届け出る必要があります。  
該当する方には6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、必ず提出してください。(郵送可)  
現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。  
(公務員の方は所属庁に提出してください)

**提出期限 6月30日(火)**

### 子育て世帯臨時特例給付金の支給について

平成26年4月から消費税率が8パーセントへ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の対象者に対し給付金(児童1人につき3,000円)を支給します。

■**支給対象者**/平成27年6月分の児童手当の受給対象者で、平成26年の所得が児童手当の所得制限に満たない方(今年度は、臨時福祉給付金対象の方、生活保護を受給している方も対象です。)

■**給付金額**/児童手当支給対象児童1人につき3,000円を1回支給

■**申請方法**/6月上旬に送付する児童手当現況届の用紙に子育て世帯臨時特例給付金の申請欄がありますので署名・捺印をし、ご提出ください。

※公務員の方は、所属庁から発行される申請書類を9月30日(水)までにご提出ください。

申請に基づき資格などを審査し、受給資格のある方には給付金を指定口座に振込みます。(10月から支給開始予定です。)

## 町県民税納税通知書及び町税の期限内納付について

問合せ：【納税通知書について】 税務課町民税担当 ☎ 991-1833

【期限内納付について】 税務課徴収担当 ☎ 991-1835

### ■平成27年度町県民税納税通知書について

平成26年1月から12月までの所得をもとに算出した平成27年度町県民税を、普通徴収(納付書や口座振替)で納めていただく方に、納税通知書を6月初旬に送付します。

#### ▶平成27年度の主な改正点

町県民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の住居開始年月日の適用期限の延長と控除額が拡充されます。

	居住開始年月日	控除限度額
改正前	～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
改正後	平成26年1月1日～3月31日【延長】	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
	平成26年4月1日～平成29年12月31日【延長及び拡充】	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円) ※

・町県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税で控除しきれない金額がある場合に、限度額の範囲内で控除されます。

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、消費税が8%又は10%である場合であり、それ以外の場合における控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)となります。

### ■町税の期限内納付をお願いします

町税は、指定の金融機関、コンビニエンスストア、役場会計室で納付してください。また、納付忘れがないよう、口座振替の利用が便利です。

なお、納期限を過ぎても納付を確認できない方には、督促状を送付しています。平成27年度から督促状の使用期限(コンビニ取扱期限)を地方税法に基づき「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日」とします。使用期限を過ぎた督促状では、コンビニエンスストアでの納付ができませんので、ご注意ください。